

熊本県公報

号外 第 16 号の 15
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則
- 熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(自然保護課) 1
- 熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領……………(少子化対策課) 20

規 則

熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 36 号

熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和 54 年熊本県規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条を第 25 条とし、第 17 条から第 20 条までを 4 条ずつ繰り下げ、第 16 条中「第 14 条」を「第 18 条」に改め、同条を第 20 条とする。

第 15 条を第 19 条とし、第 12 条から第 14 条までを 4 条ずつ繰り下げ、第 11 条中「法第 19 条第 6 項」を「法第 15 条第 7 項、法第 19 条第 6 項、法第 24 条第 6 項、法第 35 条第 8 項」に改め、「別記 14 号様式」を「別記第 16 号様式」に改め、同条を第 13 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認の申請）

第 14 条 省令第 11 条の 2 第 2 項の対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認の申請は、対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認申請書（別記第 17 号様式）により行うものとする。

（指定猟法の許可の申請）

第 15 条 省令第 15 条第 1 項の申請書は、指定猟法許可申請書（別記第 18 号様式）とする。

第 10 条を第 12 条とし、第 9 条第 1 項中「省令第 7 条第 10 項若しくは第 11 項若しくは省令第 20 条第 5 項」を「省令第 7 条第 11 項若しくは第 12 項、省令第 15 条第 6 項、省令第 20 条第 5 項、省令第 24 条第 5 項若しくは省令第 42 条第 5 項」に、「別記第 13 号様式」を「別記第 14 号様式」に改め、同条第 2 項中「別記第 14 号様式」を「別記第 15 号様式」に改め、同条第 3 項中「省令第 7 条第 12 項若しくは第 13 項、省令第 20 条第 6 項」を「省令第 7 条第 13 項若しくは第 14 項、省令第 15 条第 7 項、省令第 20 条第 6 項、省令第 24 条第 6 項、省令第 42 条第 6 項」に、「別記 15 号様式」を「別記第 16 号様式」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条第 1 項中「別記第 11 号様式」を「別記第 12 号様式」に改め、同条第 2 項中「別記 12 号様式」を「別記第 13 号様式」に改め、同条を第 10 条とする。

第 7 条中「更新の申請は、狩猟免許更新申請書（別記 10 号様式）」を「有効期間の更新の申請は、狩猟免許有効期間更新申請書（別記第 11 号様式）」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条中「別記第 9 号様式」を「別記第 10 号様式」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条中「（別記第 7 号様式）及び損失額算定書」を削り、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（特定猟具使用制限区域における特定猟具の使用の申請）

第 7 条 法第 35 条第 4 項の規定による特定猟具使用制限区域における特定猟具の使用の承認の申請は、特定猟具使用承認申請書（別記第 9 号様式）により行うものとする。

第 4 条中「別記第 6 号様式」を「別記第 7 号様式」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（販売の許可の申請）

第 4 条 法第 24 条第 1 項の販売禁止鳥獣等の販売の許可申請は、販売許可申請書（別記第 6 号様式）により行うものとする。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係) (表)

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 ー

住 所

電話番号 ー ー

氏 名 印

生年月日

職 業

下記のとおり鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項の規定により許可を申請します。

記

1 捕獲等をする鳥獣・採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	羽 (頭) 個
2 捕獲等・採取等の目的	
3 捕獲等・採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 捕獲等・採取等の区域	
5 捕獲等・採取等の方法	
6 捕獲等・採取等後の処置	
7 銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日	
8 狩猟免許の種類、免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日	
9 備考 (裏面の記載事項を記載してください。)	

- (注) 1 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。
- 2 申請者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 申請書には、次の図面を添付してください。
- (1) 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面
 - (2) 銃器を使用する以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面

(裏)

備考欄の記載事項

- (1) 学術研究を目的として捕獲等・採取等をしようとする場合は、学術研究の内容及び方法
- (2) 愛がんのための飼養を目的として鳥類の捕獲をしようとする場合は、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量並びに申請日から過去 5 年間に鳥獣保護関係法令に関する刑罰を受けたことの有無（有の場合は、違反した法令の規定及び刑罰の内容も併せて記入してください。）
- (3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 7 条第 1 項第 7 号に掲げる場所において鳥獣の捕獲等又は採取等をしようとする場合は、その場所の名称、位置及びその理由

別記第2号様式中「平成」を削り、「規定に基づき」を「規定により」に、「銃砲所持許可番号」を「猟銃・空気銃所持許可証番号」に改める。

別記第3号様式中「平成」を削り、「住所電話番号」を住所電話番号に、「第19条第1項の規定に基づき」を「第19条第2項の規定により」に改める。

別記第4号様式中「平成」を削り、「住所電話番号」を住所電話番号に、「規定に基づき」を「規定により」に改める。

別記第5号様式中「平成」を削り、「住所電話番号」を住所電話番号に、「規定に基づき」を「規定により」に改める。

別記第6号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

別記第 6 号様式 (第 4 条関係)

販売許可申請書

年 月 日

熊本県知事

様

〒 ー

住 所

電話番号 ー ー

氏 名

印

生年月日

職 業

下記のとおり販売禁止鳥獣等の販売をしたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 4 条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 販売しようとする鳥獣等の種類及び数量	
2 販売しようとする鳥獣等の所在地	
3 許可を受けようとする事由	
4 販売予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 販売しようとする鳥獣の入手経路	
6 現在飼育中の種鳥獣の種類別雌雄別数	

(注) 1 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。

2 申請者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

別記第 7 号様式 (第 5 条関係)

特別保護地区内における行為許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 ー

住 所

電話番号 ー ー

氏 名 印

下記のとおり特別保護地区内における行為の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 8 項の規定により申請します。

記

1 特別保護地区の名称	
2 行為の種類	
3 行為の目的	
4 行為の場所	
5 行為の場所及びその付近の状況 (立木竹の伐採にあっては、伐採しようとする立木竹の樹齢、樹種別本数及び材積を含む。)	
6 行為の施行方法	
7 行為の着手及び完了の予定時期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
8 土地所有関係 (申請者が土地所有者と異なる場合には、土地所有者の氏名又は名称及び住所並びに土地所有者の諾否又はその見込み)	

- (注) 1 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。
 2 申請者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
 3 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置に係る申請については、次に掲げる資料を添付してください。
 (1) 行為の場所を明らかにした 5 万分の 1 以上の地形図
 (2) 行為の場所及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真その他の資料
 (3) 行為の施行方法を明らかにした図面

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)

<h2 style="margin: 0;">損失補償請求書</h2>	
年 月 日	
熊本県知事	様
〒 —	
住 所	
電話番号 — —	
氏 名	
印	
<p>下記のとおり損失を生じたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 3 2 条第 2 項の規定により補償を請求します。</p>	
記	
1 鳥獣保護区等の名称	
2 補償請求の理由	
(1) 補償請求の原因となった行為・箇所	行為 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護の施設の設置 <input type="checkbox"/> 特別保護地区内の行為の不許可 <input type="checkbox"/> 特別保護地区内の行為の条件付許可 箇所
(2) 損失の内容	
(3) 損失の程度	
(4) その他	
3 補償請求額の総額	
補償請求額の内訳	
4 備考	

(注) 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。

別記第 15 号様式中「第 9 条、第 11 条関係」を「第 11 条、第 13 条関係」に、

住 所

住 所	(〒 -)
-----	--------

 を

住 所	(〒 -)
-----	--------

 に、

電話番号

を

電話番号	-	-
------	---	---

 に、「第 7 条第 12 項」を「第

7 条第 13 項」に、「第 7 条第 13 項（従事者証）」を「第 7 条第 14 項（従事者証）・第 15 条第 7 項（指定猟法許可証）」に改め、「第 20 条第 6 項（鳥獣飼養登録票）」の次に「・第 24 条第 6 項（販売許可証）・第 42 条第 6 項（特定猟具使用制限区域における特定猟具の承認証）」を加え、「第 19 条第 6 項（鳥獣飼養登録票）」を「第 15 条第 7 項（指定猟法許可証）・第 19 条第 6 項（鳥獣飼養登録票）・第 24 条第 6 項（販売許可証）・第 35 条第 8 項（特定猟具使用制限区域における特定猟具の承認証）」に、「 鳥獣捕獲許可証 従事者証 鳥獣飼養許可証」を「 鳥獣捕獲等許可証 従事者証 鳥獣飼養登録票 指定猟法許可証 販売許可証 承認証（特定猟具）」に、改め、同様式を別記第 16 号様式とする。

別記第 14 号様式中「第 9 条関係」を「第 11 条関係」に、

住 所	〒
-----	---

「電話番号」を

住 所	〒
-----	---

電話番号
-
- に、「銃砲等所持許可番号」を「猟銃・空気銃所持許可証番号」に改め、
- 同様式を別記第 15 号様式とする。

別記第 13 号様式中「第 9 条関係」を「第 11 条関係」に、

住 所	〒
-----	---

「電話番号」を

住 所	〒
-----	---

電話番号
-
- に、「第 7 条第 10 項」を「第 7 条第 11 項」に、「第 7 条第 11 項（従事者証）」を「第 7 条第 12 項（従事者証）・施行規則第 15 条第 6 項（指定猟法許可証）」に改め、「（鳥獣飼養登録票）」の次に「・施行規則第 24 条第 5 項（販売許可証）・施行規則第 42 条第 5 項（特定猟具使用制限区域における特定猟具の承認証）」を加え、同様式を別記第 14 号様式とする。
別記第 12 号様式表を次のように改める。

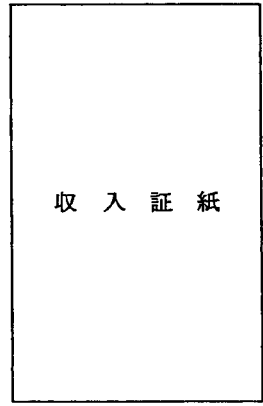
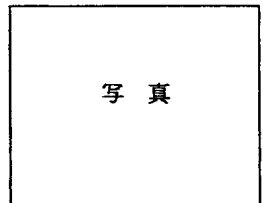
別記第 1 2 号様式 (第 1 0 条関係)

(表)

登録番号		
狩猟免許		
損害の賠償		
放鳥銃猟区の区域の登録の有無		

整理番号	
------	--

狩猟者登録の変更登録申請書														
熊本県知事	様													
年 月 日														
ふりがな	印													
氏 名														
職 業														
生 年 月 日	年 月 日生													
住 所	(〒 -)													
電 話 番 号	- -													
<p>下記のとおり、狩猟者登録の変更を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 変更しようとする狩猟者登録証の番号及び日付並びに狩猟場所</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 網猟免許</td> <td rowspan="4">登 録 番 号</td> <td rowspan="4">第 号</td> <td rowspan="4">登 録 の 日 付</td> <td rowspan="4">年 月 日</td> <td rowspan="4">狩 猟 場 所</td> <td><input type="checkbox"/> 県下全域</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> わな猟免許</td> <td><input type="checkbox"/> 放鳥銃猟区の区域</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許</td> <td></td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 網猟免許	登 録 番 号	第 号	登 録 の 日 付	年 月 日	狩 猟 場 所	<input type="checkbox"/> 県下全域	<input type="checkbox"/> わな猟免許	<input type="checkbox"/> 放鳥銃猟区の区域	<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許		<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	
<input type="checkbox"/> 網猟免許	登 録 番 号	第 号						登 録 の 日 付	年 月 日	狩 猟 場 所	<input type="checkbox"/> 県下全域			
<input type="checkbox"/> わな猟免許											<input type="checkbox"/> 放鳥銃猟区の区域			
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許														
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許														
<p>(2) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類 (□にレ印を付してください。)、使用する猟具の種類 (番号に○印を付してください。)、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号</p> <p>ア 網・わな猟免許の登録を受けた者であって、空気銃のみを使用する場合は、「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付し、第2種銃猟免許に係る登録を行ってください。</p> <p>イ 第2種銃猟免許に係る登録を受けようとする者は、「所持する免許の種類」の欄に第1種銃猟免許、第2種銃猟免許のいずれかの□にレ印を付してください。</p>														
<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免許の番号								
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免許の番号								
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃	都道府県知事名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免許の番号								
	4 散 弾 銃													
	5 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)													
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類	<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号								
			<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	交 付 年 月 日			年 月 日							



別記第 12 号様式裏中「(5) 鉄砲所持許可番号」を「(5) 猟銃・空気銃所持許可証番

号」に、「含む)」を「含む。)」に、

鉄砲所持許可番号	号	交付年月日
鉄砲所持許可番号	号	交付年月日
鉄砲所持許可番号	号	交付年月日
鉄砲所持許可番号	号	交付年月日

年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日

を

猟銃・空気銃所持 許可証番号	号	交付年月日	年
-------------------	---	-------	---

月 日

に改め、同様式裏記載上の注意事項中 4 を削り、5 を 4 に、6 を 5 とし、

同様式を別記第 13 号様式とする。
別記第 11 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第12号様式（第10条関係） （表）

登録番号		狩猟免許		損害の賠償		放鳥銃猟区の区域の登録の有無		
整理番号								
狩 猟 者 登 録 申 請 書								写 真
熊本県知事 様								
年 月 日								
ふりがな		氏 名				印		
生年月日		年 月 日		生				
住 所		(〒 -)						
電 話 番 号		- -						
下記のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。 記 (1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付してください。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付してください。）、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号 ア 第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付し、第2種銃猟免許に係る登録を行ってください。 イ 第2種銃猟免許に係る登録を受けようとする者は、「所持する免許の種類」の欄に第1種銃猟免許、第2種銃猟免許のいずれかの□にレ印を付してください。								収 入 証 紙
<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類	<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	都道府県知事名 交付年月日	知事 年 月 日	狩猟免許の番号		

(裏)

(2) 狩猟をしようとする場所				
1 熊本県の区域全部		2 放鳥銃猟区の区域		
(3) 狩猟免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載してください。)				
狩猟免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで
(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許の場合)				
第 1 種 銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号 交付年月日	年 月 日
	散 弾 銃			
空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
第 2 種 銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			
(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 67 条の要件に関する事項				
共 済 事 業	法 人 名	対象損害	給付額	被共済の期間
損 害 保 険 契 約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
資 産 保 有				
(6) 職 業				
職 業 分 類	1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者			
	5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者			
	9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者			
	13 分類不能の職業 14 無職			
記載上の注意事項				
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出してください。				
2 文字は、かい書で明りょうに記載してください。				
3 (6)は、職業を枠内に具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲んでください。				
4 申請者は、太枠欄には記入しないでください。				
5 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。				

別記第 11 号様式を削り、別記第 10 号様式表を次のように改める。

別記第 10 号様式 (第 9 条関係) (表)

整理番号		狩 猟 免 許 有 効 期 間 更 新 申 請 書			
熊本県知事		様		年 月 日	
ふりがな 氏 名				収入証紙 印	
生 年 月 日	年 月 日生				
住 所	(〒 -)				
電 話 番 号	- -				
下記のとおり、狩猟免許の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。 記 (1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並 びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可(狩猟免許の種類 欄の□にレ印を付し、猟具の種類に○印を付してください。)					
<input type="checkbox"/> 網猟免許			<input type="checkbox"/> わな猟免許		
<input type="checkbox"/> 第1種 銃猟免許	ライフル銃	銃銃・空気銃 所持許可証番号		号	
	散 弾 銃				
	空 気 銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)	交 付 年 月 日		年 月 日	
<input type="checkbox"/> 第2種 銃猟免許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)				
狩猟免許の種類	狩猟免状の番号	講習の受講	適性検査の結果		
			視 力	聴 力	運動能力
網 猟 免 許					
わ な 猟 免 許					
第 1 種 銃 猟 免 許					
第 2 種 銃 猟 免 許					

別記第 10 号様式裏中

<input type="checkbox"/> 網・わな猟免許			
<input type="checkbox"/> 第 1 種銃猟免許			
<input type="checkbox"/> 第 2 種銃猟免許			

を	<input type="checkbox"/> 網猟免許	知事	号	年	月	日	に、
	<input type="checkbox"/> わな猟免許	知事	号	年	月	日	
	<input type="checkbox"/> 第 1 種銃猟免許	知事	号	年	月	日	
	<input type="checkbox"/> 第 2 種銃猟免許	知事	号	年	月	日	

「狩猟免許更新申請書」を「狩猟免許有効期間更新申請書」に改め、同様式裏記載上の注意事項中 2 を削り、3 を 2 に、4 を 3 とし、同様式を別記第 11 号様式とする。
別記第 9 号様式表を次のように改める。

別記第 9 号様式裏中「狩猟免許更新申請書」を「狩猟免許有効期間更新申請書」に改め、同様式記載上の注意事項中 2 を削り、3 を 2 に、4 を 3 とし、同様式を別記第 10 号様式とする。

別記第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 9 号様式（第 7 条関係）

特定猟具使用承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

〒 ー

住 所

電話番号 ー ー

氏 名 印

生年月日

職 業

下記のとおり特定猟具使用制限区域において特定猟具を使用したいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 35 条第 4 項の規定により承認を申請します。

記

1 使用しようとする特定 猟具の種類		
2 捕獲等をしようとする 特定猟具使用制限区域の 名称		
3 捕獲等をしようとする 期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 狩猟者登録証	登録番号	
	登録年月日	年 月 日

(注) 1 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。

2 申請書には、狩猟者登録証を添付してください。

別記第 16 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第 17 号様式 (第 14 条関係)

対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認申請書	
<p>熊本県知事</p> <p style="text-align: right;">様</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 —</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">電話番号 — —</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">生年月日</p> <p style="text-align: center;">職 業</p>
<p>下記のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を制限された区域において対象狩猟鳥獣の捕獲等をしたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 11 条の 2 第 2 項の規定により承認を申請します。</p>	
記	
<p>1 捕獲等をしようとする対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をした区域の名称</p>	
<p>2 捕獲等をしようとする対象狩猟鳥獣の種類</p>	
<p>3 捕獲等をしようとする期間</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>

(注) 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。

別記第18号様式（第15条関係）

指定猟法許可申請書

年 月 日

熊本県知事

様

〒 ー

住 所

電話番号 ー ー

氏 名

印

生年月日

職 業

下記のとおり指定猟法禁止区域において指定猟法による鳥獣の捕獲等をしたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第15条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 指定猟法の種類	
2 指定猟法によらなければならない理由	
3 捕獲等の目的	
4 捕獲等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 捕獲等の区域	
6 捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	
7 学術研究を目的として捕獲等をしようとする場合にあっては、学術研究の内容及び方法	

- (注) 1 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。
 2 申請者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
 3 申請書には、捕獲等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定によりされている申請は、改正後の熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定によりされた申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

告 示

熊本県告示第 315 号の 6

熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領

(趣旨)

第 1 条 この実施要領は、熊本県認定こども園の認定基準に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 12 号）第 6 条に規定する知事が別に定める事項について、定めるものとする。

(教育及び保育の基本及び目標)

第 2 条 認定こども園における教育及び保育は、0 歳から就学前までの子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満 3 歳以上の子どもに対する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 78 条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という 2 つの機能が一体として展開されなければならない。

2 認定こども園における教育及び保育の実施に当たっては、次に掲げる幼稚園教育要領（平成 10 年文部省告示第 174 号）及び保育所保育指針（平成 11 年 10 月 29 日児発第 799 号厚生省児童家庭局長通知）の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

(1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

(2) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

(3) 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

(4) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

(5) 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

(6) 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

3 認定こども園は、前項に掲げる教育及び保育の提供に当たっては、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるよう環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

(認定こども園において固有の事情として配慮すべき内容)

第 3 条 認定こども園における教育及び保育の提供に当たっては、次に掲げる認定こども園としての固有の事情に配慮しなければならない。

(1) 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0 歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

(2) 子どもの 1 日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと。

(3) 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

(4) 保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(教育及び保育の計画並びに指導計画)

第 4 条 認定こども園における教育及び保育については、認定こども園として目指すべき目標、理念及び運営の方針を明確にしなければならない。

2 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

(1) 短時間利用児と長時間利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの 1 日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

(2) 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」は、幼稚園教育要領及

び保育所保育指針に基づくものとし、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

- (3) 家庭や地域において異年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編成される学級による集団活動とともに、満3歳に満たない子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれで工夫して、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせよう努めること。
- (4) 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指す、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

(環境の構成)

第5条 認定こども園における園舎、保育室等、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 満3歳に満たない子どもを含む就学前までの様々な年齢の子どもが利用するため、子どもの発達特性を踏まえ、満3歳に満たない子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについても集団による活動の充実を図るよう工夫すること。
- (2) 利用時間及異なる子どもがいたり、交流等が図られるよう工夫すること。における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に満3歳に満たない子どもについては、睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては、集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。
- (3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり、かつ、広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。
- (4) 子どもと保育に従事する者が、子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係に基づき、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

(日々の教育及び保育の指導における留意点)

第6条 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 0歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の子どもの発達特性や課題に十分留意すること。特に満3歳に満たない子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることかから個別対応を図ること。また、入居後の集団生活への円滑な接続については、家庭と連携し、協力する等十分留意すること。
- (3) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡、協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。
- (4) 1日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが1つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようすとの配慮を行うこと。
- (5) 共通利用時間においては、同年代の子どもと集団生活の中で遊戯を中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す等工夫すること。環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。
- (6) 乳幼児期の食事は、子どもの健全な発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事を愉しむことへの興味、関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培うこと。食育の取組を行うこと。また、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることに配慮すること。
- (7) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があることや、睡眠時間は子どもの発達状況及び個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- (8) 健康状態、発達の状況及び家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健全な発達が図られるよう留意すること。
- (9) 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(小学校教育との連携)

第7条 認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校との適切な連携を確保しなければならない。

- (1) 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に

- 向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- (2) 小学校教育との連携や接続においては、地域の小学校等との交流活動、合同の研究の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- (3) すべての子どもについて指導要録の抄本や写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。
- 附 則
この要領は、告示の日から施行する。